

ふるさとの森林づくり事業実施要領

制定	平成 24 年 6 月 11 日	24 森整第 89 号
改正	平成 24 年 12 月 4 日	24 森整第 198 号
改正	平成 25 年 6 月 14 日	25 森整第 96 号
改正	平成 28 年 4 月 13 日	28 林第 66 号
改正	平成 29 年 6 月 1 日	29 林第 164 号
改正	平成 30 年 5 月 8 日	30 林第 100 号
改正	平成 31 年 4 月 25 日	31 林第 74 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	31 林第 560 号
改正	令和 3 年 4 月 13 日	3 林第 45 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	4 林第 44 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	6 林第 36 号
改正	令和 6 年 9 月 5 日	6 林第 176 号

(趣 旨)

第 1 条 県民が森林の公益的機能により多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていくための森林づくりや県産材の利用等を促進する必要がある。

このため、本事業は、ながさき森林環境税（以下、「環境税」という。）の趣旨に即した地域の独自性と創意工夫による多様な取組みを支援し、地域の森林づくりや県産材の利用等を促進する。

なお、当該事業の実施に当たっては、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）及びながさき森林環境保全事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

(補助対象事業及び補助率等)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業の区分、内容、事業実施主体、補助率、補助金額の範囲は、別表第 1 に定めるとおりとする。

ただし、次に掲げる事業は補助対象としない。

(1) 国が実施している補助事業の対象となる事業

（但し、当年度事業での予算措置がなされておらず、かつ、緊急性を要する事業を除く。また、この場合における補助率等は国の当該事業の補助率に準ずる。）

(2) 県が実施している他の補助事業の対象となる事業

(3) 民間助成金の対象となることが明らかな事業

(4) 分担金又は負担金の支出に係る事業

- (5) 市町が実施している事業の対象となる事業
- (6) ながさき森林環境税の趣旨に合致しない事業
- (7) その他、知事が不相当と認めた事業

2 補助の対象となる経費は、別表第2に定めるとおりとする。

(事業計画書の作成等)

第3条 市町長は、ふるさとの森林づくり事業計画承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

(1) 全体事業計画書(様式第2号)(しまの間伐促進にあってはしまの間伐促進事業計画書(様式第3号))

(2) 事前点検シート(様式第4号)(しまの間伐促進にあってはしまの間伐促進事前点検シート(様式第5号))

(3) 添付資料

- ・設計書または見積書(1件あたりの支払額が10万円を超える場合は2者以上の見積書)(しまの間伐促進にあっては前年度実績額積算資料)

- ・事業実施のために必要な許認可等の写し(土地所有者の承諾書、法的制限がある場合の許可書等)

- ・位置図、図面、現況写真等

2 市町長は、事業計画書の作成にあたっては、地域における森林の状況及び課題、地域住民の森林に対する要請等を踏まえるとともに、事業の実施体制及び事業実施後の管理運営体制等について調整を行うものとする。

3 申請書の提出期限は10月末日とする。ただし、申請は事業開始日の1ヶ月前までに行うこととする。また、当該年度の2月末日までに事業完了が確実な事業のみを対象とする。(しまの間伐促進にあっては3月末日までに事業完了が確実な事業のみを対象とする。)

4 知事は、事業計画書の内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、予算の範囲内で、補助金の額を様式第6号により内示するものとする。

5 本条の規定により知事に提出する書類は各振興局長を経由しなければならない。

(実績報告)

第4条 実施要綱第8条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 全体事業実績書(様式第2号)(しまの間伐促進にあってはしまの間伐促進事業実績書(様式第3号))

(2) 補助対象事業費の積算根拠及び支出証拠書類

(3) 契約書等の写し

(4) 事業実施状況の写真及び図面等(用紙及びデータ(CD等)で提出、成果品がある場合は個数が明確に分かる写真を必ず添付すること)

(5) しまの間伐促進にあっては、搬出明細書(森林所有者が記載されたもの)や受入通知

書等、出荷量が確認できるもの

(6) 森林のめぐみ普及・啓発にあっては、イベント毎の実施内容がわかるもの

(事業の公表及び指導)

第5条 市町長は、第3条第4項の規定により承認された事業計画書及びその事業実績について、広く住民に公表するものとする。なお、公表内容は、住民にわかりやすいものとなるよう努めなければならない。

2 しまの間伐促進にあっては、市町長は事業実施主体に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導、調整等を行うものとする。

(適正な管理等)

第6条 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業の目的が達成されるよう、適正な管理に努めるものとする。

2 事業実施主体は、必要に応じて標識等を設置することにより、ながさき森林環境税を活用して事業を実施したことを周知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年度予算から適用する。

この要領は、平成25年度予算から適用する。

この要領は、平成28年度予算から適用する。

この要領は、平成29年度予算から適用する。

この要領は、平成30年度予算から適用する。

この要領は、平成31年度予算から適用する。

この要領は、令和2年度予算から適用する。

この要領は、令和3年度予算から適用する。

この要領は、令和4年度予算から適用する。

この要領は、令和6年度予算から適用する。

この要領は、令和6年9月5日から適用する。

別表第1（第2条第1項関係）

	実施細区分	事業内容	事業例	実施主体	補助率等	要件等
直接補助	地域林整備	地域で重要とされる森林を、地域住民が望む森林の姿に誘導し、維持していくための支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・風倒被害林整備 ・侵入竹林・荒廃竹林整備 ・広葉樹林整備 ・重要な海岸林の整備 ・県民生活に重要な荒廃人工林の広葉樹林化 ・森林管理（歩）道開設 ・森林の改良・植栽 ・森林と農地のバッファゾーン造成など 	・市町	交付対象経費の10/10以内	事業対象地は、地域森林計画対象森林を原則とする。植樹する場合は在来樹種を中心に選定する。1施工地は1ha未満とする。
	公共施設の木造・木質化	公共施設の小規模な木造化および木質化（学童用木製品などの備品を含む）に対する支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の木造・木質化 ・小学校における木製機の導入など 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき「公共建築物等木材利用促進方針」を作成（改正）した市町 	交付対象経費の5/10以内で、1施設あたりの補助上限を2,000千円（教育・保育スペースは上限3,000千円）とする。ただし、木製品の設置については補助上限を1,500千円とする。	材料については県産材とする。また、その使用率についてはおおむね80%以上とする。
	森林のめぐみ普及・啓発	森林保全に関する普及・啓発活動に対する支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹祭 ・森林林業体験 ・木工教室の開催 ・広告、パンフレット、チラシの作成（環境税に関連するものに限る） ・ホームページ作成・修正（環境税に関連するコンテンツに限る） ・シンポジウム開催 など 	・市町	交付対象経費の10/10以内。	植樹する場合は在来樹種を中心に選定する。
	危険木伐採	危険木の伐採等により危険の除去及び災害の未然防止等を図るための支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等（道路・河川を除く）に隣接する危険木の伐採・整理 	・市町	交付対象経費の5/10以内で、補助上限を500千円とする。	事業対象地は、地域森林計画対象森林を原則とする。伐採木等が現場に存置できない場合は集材・運搬・処分経費も対象とする。
	森林公園整備	森林公園の整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・森林公園の天然林及び人工林の森林整備 ・作業車道・歩道の改築・改良・新設 ・歩道の手すり・案内看板の新設 ・木製遊具設置・改修など 	・市町	交付対象経費の10/10以内で、補助上限を2,000千円とする。	事業対象地は、地域森林計画対象森林内及びその周辺を原則とする。公園の管理費は対象外とする。植樹する場合は在来樹種を中心に選定する。
	その他	上記の事業区分に属さない、環境税の趣旨に即した地域の独自性と創意工夫による取組み。	-	・市町	交付対象経費の10/10以内	
間接補助	しまの間伐促進	本土と離島及び離島間の間伐材の海上輸送に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本土と離島間の丸太輸送 ・離島と離島間の丸太輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・間接補助事業者（選定経営体、森林整備法人等） 	1mあたりの海上輸送に係る実費として、補助上限を船舶輸送は2千円、車両輸送は4千円とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材は民有林から出材されたものであること。ただし、県営林や市町営林からの出材は対象外とする。 ・離島活性化交付金の対象となっているものは対象外とする。 ・丸太輸送分に係る経費のみ補助対象とする。

※間接補助事業者とは、市町長からの当該間接補助金の交付を受けて、当該要領に定める事業を実施する者をいう。

別表第2（第2条第2項関係）

《直接補助》

費目	経費の内容（事業の実施に直接必要な以下の経費）
1. 報償費	講師、指導者、専門技術者などへの謝金
2. 賃金	事業実施のために臨時的に雇用する必要のある者に対する賃金
3. 旅費	講師、指導者、専門技術者などの旅費および事業に直接必要な旅費
4. 需用費	事業の実施に直接必要な物品等
資材費	苗木、肥料、木材、案内板等の資材費
消耗品費	事務用品などの購入費
燃料費	林業機械や車両等の燃料代
印刷費	印刷製本費、写真現像代
5. 備品購入費	機械、器具、木製品等
6. 役務費	通信運搬費、広告費、傷害保険料等
7. 使用料	会議室、バス、土木用重機、チェーンソーや刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料
8. 委託料	自ら行うことが困難なものに限る外部への委託料
9. 工事請負費	自ら行うことが困難なものに限る外部への請負費

ただし、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 既存事業の財源振替とする事業に要する経費
- (2) 施設の維持管理に要する経費及び、需用費において汎用性のある資材と判断される経費。
- (3) 汎用性のある備品の購入に要する経費（公共施設の木造・木質化を除く。）
- (4) 職員の給与に要する経費
- (5) 不動産取得に関する経費
- (6) 食料（飲料水も含む）に関する経費
- (7) 活動場所の土地借上に要する経費
- (8) 参加者への記念品等に関する経費

- (※) ・備品購入費は、事業費の1割以内、又は10万円以内のいずれか低い金額とする（公共施設の木造・木質化を除く）。
- ・標柱・看板費の補助上限は5万円とする。
 - ・成果物がある場合はながさき森林環境税活用事業であることを明示すること。
 - ・旅費は市町の規定による。
 - ・機械器具はリースを基本とする。また大量の道具が必要な場合はリースを活用する。

《間接補助：しまの間伐促進》

費目	経費の内容（事業の実施に直接必要な以下の経費）
10. 島外出荷経費	間伐材の島外出荷にかかる経費

(様式第1号)

番号
年月日

長崎県知事 様

市町長名

年度 ふるさとの森林づくり事業計画承認申請書

ふるさとの森林づくり事業実施要領第3条第1項の規定に基づき、事業計画について関係書類を添えて申請します。

※関係書類は第3条第1項の規定による

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先 ○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先 △△△-△△△-△△△△)

ふるさとの森林づくり
全体事業計画（実績）書

年 月 日

市町名

(様式第2号 つづき)

II 事業個別計画（実績）

番号		実施細区分			
事業等の名称					
事業の目的及び概要					
事業内容	実施時期	実施場所	事業内容	事業量	
関連する他事業	有 事業名：				
	無				
	関連する他事業で実施できない理由				
事業公表・周知の方法					
次年度以降の事業計画	[継続予定年数、今後の活動内容・規模、管理方法などの計画を記入]				

※ 事前点検シート（様式第4号）の各項目について、判断できるよう記載を行うこと。

(様式第2号 つづき)

収入内訳

経費区分	金額 (円)	積算基礎	備考
県補助金		—	
その他			
合計			

※県補助金額は千円未満切捨てとする。

支出内訳

経費区分	金額 (円)	積算基礎	備考	
補助対象経費	報償費			
	賃金			
	旅費			
	需用費	資材費		
		消耗品費		
		燃料費		
		印刷費		
	備品購入費			
	役務費			
	使用料			
	委託料			
	工事請負費			
小計				
外経費				
	小計			
合計				

注) 収入内訳及び支出内訳は、事業個別計画毎に作成する。

事前点検シート

市町 地方機関

税事業としての適合性	森林環境の保全又は森林を守り育てる意識づくりを図る事業となっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地域の実情や課題、地域住民の要請等に対応した計画である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	課題解決の目的を持っており、具体的な事業内容である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	事業の実施体制が整っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	事業効果等において事業の有効性が認められる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地域に根ざした事業として、継続性、発展性が認められる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	事業実施後の管理体制が整っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事業の対象	他の既存事業（国、県、民間）の対象となる事業でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	分担金又は負担金の支出に係る事業ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事業の実施（全般）	事業の実施にあたって、関連する関係諸法規等の届出や許可等の手続きが行われることが確実である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	事業の公表・周知を行う内容となっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
実施細区分	地域林整備	整備箇所や主な活動場所が、地域森林計画対象民有林地内である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		整備箇所や主な活動場所が、地域森林計画対象民有林地外である場合は、例えば農地では農地転用の手続きがおこなわれることが確実であり、事業実施以降、森林としての管理を行い、地域森林計画対象森林として編入することが、妥当と認められる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		整備箇所や主な活動場所において土地所有者の承諾が必要な場合は、承諾取得が確実である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		植栽される樹種の選定は適切である。	在来樹種を中心に選定されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			将来、森林を構成する樹種となりうるものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			低木、花木、園芸用樹木、果樹を中心とする植栽でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業の実施後、森林の持つ公益的機能の著しい低下が懸念される内容となっていない。（例：天然林を皆伐しからの植栽など）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	公共施設の木造・木質化	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき公共建築物等木材利用促進方針が改正されているか、または、事業年度において作成が確実であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		材料について県産材をおおむね80%以上使用することとなっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	森林のめぐみ普及・啓発	整備箇所や主な活動場所において土地所有者の承諾が必要な場合は、承諾取得が確実である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		植栽される樹種の選定は適切である。	在来樹種を中心に選定されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			将来、森林を構成する樹種となりうるものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			低木、花木、園芸用樹木、果樹を中心とする植栽でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
森林環境税の趣旨に合致した内容のみを対象としたものであり、他の趣旨の内容が含まれるものでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
危険木伐採	事業の実施場所における森林所有者等、権限を有する者の許可又は同意等が取得できており、必要書類が添付されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	事業の実施場所における伐採の必要性の確認、現場写真の撮影が終了している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
森林公園整備	対象は、公共的な施設、設備に隣接する地域森林計画対象森林である。（公共的な施設：学校、病院、図書館、市民会館、公民館、保育所、保健所、公園、駐車場、公営住宅、高齢者福祉施設、消防署、警察署など。道路・河川を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	対象は、地域森林計画対象森林内及びその周辺である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対象経費	公園の管理費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	事業の実施に直接必要な経費を対象としている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	既存事業の財源振替とする事業に要する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施設の維持管理に要する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	汎用性のある備品の購入に要する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	職員の給与に要する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不動産取得に関する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	食料・飲料費に関する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	活動場所の土地借り上げに関する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	参加者への記念品等に関する経費は含まれていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	補助金額は1事業につき20万円以上となっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	備品購入費は事業費の1割以内又は10万円以内のいずれか低い金額となっている（公共施設の木造・木質化を除く）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
標柱・看板費の補助上限は5万円とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

しまの間伐促進 事前点検シート

市町 地方機関

税事業としての適合性	森林環境の保全又は森林を守り育てる意識づくりを図る事業となっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域の実情や課題、地域住民の要請等に対応した計画である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	課題解決の目的を持っており、具体的な事業内容である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業の実施体制が整っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業効果等において事業の有効性が認められる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域に根ざした事業として、継続性、発展性が認められる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業実施後の管理体制が整っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業の対象	他の既存事業（国、県、民間）の対象となる事業でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	分担金又は負担金の支出に係る事業ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業の実施	事業の実施にあたって、関連する関係諸法規等の届出や許可等の手続きが行われることが確実である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	離島から内地または離島間での間伐素材の海上輸送に要する経費である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	間伐素材は民有林から出材されたものである。（ただし、県営林や市町営林からの出材は対象としない）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	森林所有者からの委託による出材であり、本事業の支援が直接森林所有者の出材経費の支援につながるもの。又は出材にかかる分取交付金に本支援が適正に反映されるもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	離島活性化交付金の対象となっていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(様式第6号)

番号
年月日

市町長 様

長崎県知事

年度 ふるさとの森林づくり事業計画の承認及び同事業費補助金の内示について

年 月 日付第 号で申請のあった 年度ふるさとの森林づくり事業計画
についてはこれを承認し、標記事業費補助金を下記のとおり内示します。

なお、補助金交付申請を 年 月 日までに提出してください。

記

単位：円

実施細区分	既内示額	今回内示額	内示額 計
地域林整備			
公共施設の木造・木質化			
森林のめぐみ普及・啓発			
危険木伐採			
森林公園整備			
その他			
しまの間伐促進			